

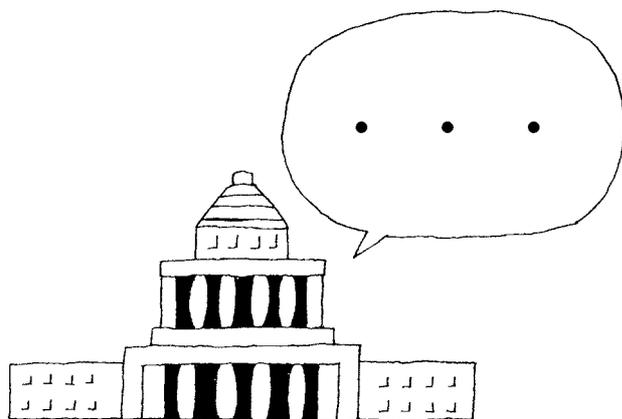
※この文書を高教組組合員にお渡しください。もしくは職場で回覧してください。

生活と権利

差額の年内支給は ありません！

臨時国会が開かれないため、県が独自提案できないのです！

11月2日、県教委から「給与改定について」組合に説明がありました。今年10月9日に県人事委員会から出された勧告「給与の引き上げ、ボーナス年間0.05月の引き上げ」を今年も尊重したいというものでした。例年ならば、10月下旬に改定案を提示するところですが、国が臨時国会を召集しないので、県として給与改定案を提案できないということでした。



組合から法的根拠を確認すると、地公法24条3項に「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」とあり、「均衡の原則」があるためと応えました。さらに、報道によれば、1月に通常国会を開いて国家公務員の給与を決定することなので、閣議決定などの国の見通しが立てば、提案したいとも応えました。



12月4日、給与関係閣僚会議で、2015年度の国家公務員の月給とボーナスの引き上げを求めた人事院勧告の完全実施を決めました。しかし、すでに青森県議会は12月9日に閉会しています。安倍内閣が野党の要求に応えず臨時国会を開かなかったために、私たち地方公務員の給与改定、ボーナスの年内差額支給ができなくなったのです。

県教委からは、これから給与改定の提案をすることになるとの連絡を受けました。せっかくの2年連続の賃上げ、並びにボーナス支給額のアップの予定でしたが、差額の年内支給は間に合いませんでした。もうしばらくお待ちください。

青森高教組 FAX 速報 2015 年度 NO. 3 2015 年 12 月 15 日

TEL 017-734-7287、FAX 017-775-4221 E-mail aokokyos@olive.ocn.ne.jp

URL: <http://www.geocities.jp/aokokyoso>